

介護予防・生活支援の取組強化支援事業業務委託仕様書

1 目的

生活支援体制整備事業が始まり、協議体の運営や生活支援コーディネーターの活動について、各自治体の創意工夫と試行錯誤により様々な取組が進められている。

団塊の世代が75歳以上となる2025年はもとより、現役世代が減少し、団塊の世代が90歳を迎える2040年を見据えて、住民主体の地域づくりを推進していくために、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」をつなぐ生活支援コーディネーター等の活動を支援する。

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 委託料

1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

4 業務内容

(1) 研修会の開催

生活支援コーディネーター及び市町村職員を対象とした研修会を開催する。

- ① 開催回数 年2回
- ② 時期 年度前半と後半で各1回
- ③ 研修内容 地域住民や民間団体等と協働した地域づくりに関する先進事例の紹介を含むこと。また、県内の生活支援コーディネーター同士の連携強化や意見交換を図るものとする。

④ 留意事項

- ア 会場設営、備品（映像機器、PC等）や資料・資材の準備、進行、運営を行うこと。
- イ 必要に応じて、外部講師の招へいも含めて県内外の先進事例の紹介や必要となる知識等についての解説を行うこと。
- ウ グループワークや情報交換の場を設けること。
- エ 新型コロナウイルス感染症に必要な感染防止対策を徹底した上で、実施すること。

(2) とりまとめ、実施報告書の作成

記録写真の撮影や内容等の概要など、本業務の実施内容を取りまとめ、事業実施報告書を作成すること。

5 経費

本業務に関する経費については、全ての業務について受託者の負担とする。

6 成果品等の納入場所

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県福祉保健部長寿介護課医療・介護連携推進室

7 業務遂行上の注意事項

- (1) 委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。また、業務遂行体制を明らかにすること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、県と十分な調整を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたり、業務内容の追加や変更の必要が生じた場合は、県と受託者で協議の上、仕様書の内容を変更することができる。
- (4) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分協議を行うこと。